

動物用医薬品（鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病（鶏伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来 VP2 遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（バキシテック HVT+IBD））に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年9月16日～令和2年10月15日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<p>ヒトへの病原性がないとされていますが、遺伝子組換えの動物やヒトへの影響に関する科学的知見は不十分ですので、現状の知見に基づき「以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」と結論づけるのは時期尚早では？少なくとも3世代にわたりリスクがゼロと確認できるまで、遺伝子組換え品の使用は禁止してください。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本ワクチンについては、「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」（平成30年4月10日食品安全委員会決定）に基づき評価を行い、本製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる、と判断しました。</p> <p>遺伝子組換え品の使用禁止に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省へお伝えします。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。